

防災ニュース

NO.
205

年頭の辞

予防行政の取組み紹介
～岐阜市消防本部の予防行政の取組について～



2016. 1



公益財団法人 日本防災協会
JAPAN FIRE RETARDANT ASSOCIATION

年頭の辞	消防庁長官 佐々木 敦朗	2
平成28年新年賀詞交歓会開催		4
〈予防行政の取組み紹介〉		
岐阜市消防本部の予防行政の取組について	岐阜市消防本部 予防課 主査 藤井 浩平	7
〈連載 第5回 アメリカからの便り〉		
個人スキルに重点をおいたアメリカの 災害ボランティアプログラム	リスクウォッチ代表 長谷川 祐子	11
建築用途別の防災品に関する海外の法規制等調査	(公財) 日本防災協会 技術部	15
ISO/TC94/SC14ゲント会議報告	アゼアス株式会社 熊谷 慎介	21
<hr/> 協会からのお知らせ <hr/>		
2015-2016防災ポスターの作成にあたって (座談会)		27
平成27年度消防機器開発普及功労者表彰式開催される		32
平成27年度防災関係者表彰式開催される		34
平成27年度防災加工専門技術者講習修了証の交付 (大阪会場)		36
防災品品質管理についてのご注意とお願い		37
工事用ラベルの様式変更について		38
平成28年度の防災講座の開講のご案内		39
<hr/> 消防庁からのお知らせ <hr/>		
一般公開のお知らせ	消防庁 消防大学校・消防研究センター 日本消防検定協会 一般財団法人 消防科学総合センター	40
<hr/>		
協会ニュース		42

年 頭 の 辞

消防庁長官 佐々木 敦朗



平成28年の新春を迎えるに当たり、平素から地域の安心・安全を守るため、昼夜を分かたず消防防災活動にご尽力頂いております全国の消防関係者の皆様に謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

我が国の消防は、皆様方のたゆまぬ努力の積み重ねにより、制度、体制、技術等各般に渡り着実な発展を遂げ、国民の安心・安全の確保に大きな役割を果たし

ており、国際的にも高い評価を頂いているところです。

さて、近年は大規模な自然災害による大きな被害が生じております。一昨年の広島市土砂災害や御嶽山噴火災害、昨年9月の関東・東北豪雨では、それぞれ多数の死傷者を伴う甚大な被害が生じ、地元消防本部に加え、緊急消防援助隊等による懸命の活動が行われました。また、口永良部島や桜島などの火山の噴火が相次ぐとともに、川崎市の簡易宿泊所火災や広島市の飲食店火災など重大な人的被害を生じる火災も発生しました。

今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の発生も危惧されているなか、国民の生命・身体・財産を守るため、消防防災体制の一層の強化が喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、消防庁としましても、緊急消防援助隊を平成30年度末までに6,000隊へと大幅に増隊することとしている

ほか、平成25年度に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、女性や若者等幅広い層の消防団への加入を促進するとともに、その装備や教育訓練の充実を図るなど地域防災力の充実強化に努めております。

更に、東日本大震災の教訓や消防を取り巻く環境の変化等を踏まえ、昨年、「消防力の整備指針」の一部を改正し、非常用車両の配置基準を見直すとともに、救急隊員の代替要員の確保等を追加しております。

予防行政につきましても、近年、比較的小規模な高齢者施設や有床診療所において多数の人的被害を伴う火災が相次いだことを受け、自力で避難することが困難な方が入所する高齢者・障がい者施設や有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとされ、現在、これらの施設の実態等を踏まえ、パッケージ型自動消火設備に関する技術基準の見直しを行うなど、火災の教訓を踏まえた対策を図っているところです。

また、毎年、住宅火災により全国でおよそ1,000人に上る方々がお亡くなりになっており、このうちの7割近くを高齢者が占めていることも重要な課題です。住宅火災による死者は、寝具類や衣類、カーテン等に着火して火災が拡大したことによるものが多くなっています。

福祉施設や病院などをはじめとした特定防火対象物はもとより、住宅につきましても、火災による死者を減少させるためには、カーテン等に着火しにくい防災物品等を使用することが大変有効であり、消防庁としましても、防災物品等の使用拡大を積極的に推進しているところです。

皆様方におかれましても、我が国の消防防災・危機管理体制の更なる発展と、国民が安心して暮らせる安全な地域づくりのため、より一層のご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のますますのご健勝とご発展を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

平成28年
新年賀詞交歓会開催



丸山理事長挨拶

平成28年1月7日（木）銀行倶楽部に於いて、日本防災協会主催による「平成28年新年賀詞交歓会」が行われました。

多数のご来賓、会員企業、消防機関・団体等、約230人の方々にご参会頂きました。

丸山理事長挨拶の後、消防庁長官佐々木敦朗様、東京消防庁消防総監高橋淳様よりご祝辞をいただきました。以下に佐々木長官のご祝辞並びに高橋消防総監のご祝辞を掲載いたします。

佐々木敦朗消防庁長官祝辞



佐々木敦朗消防庁長官

皆さん明けましておめでとうございます。消防庁長官の佐々木です。

皆様方には、日頃から防災品の開発・普及に御尽力され、国民生活の安全確保に多大な御貢献をいただいているところで、心から感謝申し上げます。

我が国では、毎年、住宅火災により全国でおおよそ千人に上るの方々がお亡くなりになっており、このうち7割近くを高齢者が占めています。

この傾向は高齢化の進展とともに、今後も続くことが予想されます。

住宅火災による死者は、寝具類や衣類、カーテン等に着火して火災が拡大したことが要因となることが多く、着火しにくい防災品を使用することは、住宅火災による死者を減少させるために大変有効です。

消防庁では、住宅防火対策として、住宅用火災警報器の設置促進と併せ、防災品の使用拡大を積極的に推進してまいりたいと考えております。

また、防災品に対する国民の理解と信頼を得るためには、防災品の品質確保をしっかりと行うことが重要です。

日本防災協会におかれましては、確かな品質の防災品が普及するよう、御尽力をお願いいたします。

消防庁としても、日本防災協会をはじめ消防機関、関係業界の皆様との連携のもと、住民が安心して暮らせる安全な地域づくりに全力で取り組む所存でございます。

高橋淳東京消防庁消防総監の挨拶



高橋淳東京消防庁消防総監

皆様、新年明けましておめでとうございます。平素から、日本防災協会並びに会員の皆様におかれましては、防災性能確認試験や防災品の品質確保、広報及び普及活動などを通じ、火災予防の推進に多大なご尽力をいただき、また消防行政に対してもご支援ご協力をいただいでい

ますので、これまでも増して皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、日本防災協会の益々のご発展とご列席の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしく申し上げます。



る事に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

昨年の東京消防庁管内の火災状況をみますと、一昨年に比べ、火災件数及び焼損床面積は1割程度減少しております。しかしながら、火災による死者は95名発生しており、一昨年に比べ1人増えております。すなわち、火災件数及び焼損床面積は減っているが、死者の数は減っていないという状況です。

死者の発生した火災原因をみてみますと、たばこ、ストーブ、コンロが上位を占めております。それが布団や衣類に着火、火災が拡大し、多くの方が亡くなっているという状況です。また、着衣着火による高齢者の死者も6名いるという状況です。当庁と致しましては、3年後に

開催されるラグビーワールドカップ、そして4年後の東京オリンピック・パラリンピックに向け、「世界一安全・安心な都市 東京」の実現を目指し、さまざまな施策を展開しているところですが、火災による死傷者を防ぐという事が最重要課題と考えています。

今年も当庁では火災予防対策の推進に全力を尽くして参ります。皆様方におかれましても、防火・防災そして住民の方々の安全確保におきまして、引き続きのご尽力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、日本防災協会が丸山理事長様

のもと、ますます発展されますことを、会員の皆様のご健勝、ご多幸とともに、本年が災害の少ない平穏な年になることを心からご祈念申し上げ、お祝いのご挨拶とさせていただきます。



当日は挨拶、ご祝辞の後、在日米海軍司令部地域統合消防隊厚木基地消防長ピーター・ソーレンセン様よりスピーチ、日本消防検定協会顧問・次郎丸誠男様の乾杯のご発声により歓談に移り、短い時間ではありましたがなごやかに新年の懇親の場となりました。その後、協会評議員である岡本義雄パン・リビング株式会社社長の中締めにより盛会裏に終了いたしました。



厚木基地消防長
ピーター・ソーレンセン氏



乾杯のご発声の
次郎丸誠男日本消防検定協会顧問



中締めの岡本義雄
パン・リビング(株)社長

現在は、1本部（5課）、4署、11分署、消防職員数が505人の体制で、岐阜市及び瑞穂市の安心・安全の確保に努めています。



消防本部・岐阜中消防署合同庁舎

3 予防業務体制

予防業務体制は、消防本部予防課（予防指導係・保安規制係）、各署予防係（岐阜中、南、北、瑞穂消防署の4署）で構成されています。

担当業務内容については、予防課の予防指導係は、火災統計や火災調査の取りまとめ、火災予防思想の普及啓発、防火管理講習等の実施、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の育成指導などを担当しています。

保安規制係は、消防法等の違反是正指導、建築確認申請の消防同意事務、危険物施設等の検査、火薬類、高圧ガス等に関する規制を担当しています。

各署予防係では、予防査察、消防用設備等の検査、消防訓練の指導などを担当しています。

4 啓発キャラクター・住警器くん

当本部では、住宅用火災警報器の啓発のため、岐阜市消防本部オリジナルキャラクター「住警器（じゅうけいき）く

ん」が活躍しています。

住警器くんは、デザインから作成まですべて、消防職員の手作りで誕生しました。



イベントで活躍する住警器くん

昨年度には、妹の「住警器ちゃん」も誕生し、住宅用火災警報器の設置促進と適切な維持管理を呼びかけるため、イベントや、啓発ポスターやリーフレットなど、様々なところに登場し、活躍しています。



住警器ちゃんの啓発ポスター

5 火災予防・住宅防火対策の推進

平成16年度から、「安・安ネットワーク事業」を行っています。この事業は、毎年度、住宅防火モデル地域を指定し、

各地域の女性防火クラブと連携しながら、住宅防火に関する研修会や防火チェック、防火かわら版の作成配布などを行っています。

住宅防火、防火対象物の火災予防対策の一つとして、やはり防災品の使用が有効です。昨年11月には、事業所（防火協会会員、危険物安全協会会員）や女性防火クラブ員を対象に、（公財）日本防災協会から講師を派遣していただき、「防災講座」を開催しました。講座では、防災品と非防災品の燃焼比較実験もあり、参加者は防災品の効果を目の当たりにすることができました。



防災講座の様子

また、毎年、秋と春の火災予防運動期間中に、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯の防火訪問を実施しています。

高齢者の火災被害の割合が高い状態が続いており、今後、超高齢社会を迎えるにあたり、高齢者への防火対策の重要性は高まっています。より効果的な手法について今後検討していく予定です。

そして、現代は、科学的かつ正確な火災調査が求められる時代です。

火災原因を究明し、火災の未然防止、拡大防止に反映するため、火災調査体制の充実強化も徐々に進めています。

収集した火災統計を分析活用し、適時適切な火災予防広報ができるように努めています。

6 違反是正への取組

当消防本部では平成26年度から、違反処理を用いた違反是正に着手し、違反処理移行基準（消防長通知）の中で、機械的に命令まで移行すべき違反を次のように決めました。

- ① 特定防火対象物における自火報、屋内栓又はSP未設置違反（重大違反）
- ② 甲種防火管理者未選任
- ③ 危険物無許可貯蔵
- ④ 重大な避難障害
- ⑤ その他査察方針で定める違反

中でも重大違反を有する特定防火対象物は246件ありましたが、平成26年度内に全て警告以上の措置を行うよう査察方針に明記し、予防の最優先業務として取り組みました。

人員は増やさず、定期査察、訓練指導等の通常業務もこなしながら、1チーム（2人）あたり平均30件（最多55件）の重大違反を是正させるというチャレンジに対し、「必ずやり遂げる」という決意で挑みました。

予防担当者の総力を挙げ、管内を均一に、組織的に取り組んだ結果、残った重大違反対象物は11件（是正率96%）、全てが命令済み、うち1件は告発済みとなっています。

違反処理が進まない理由として「人がいない」「規程や要綱がない」「組織の理解やバックアップがない」「経験がない」といった環境的要因が挙げられていますが、本当は「関係者への同情」「訴訟や場外乱闘への不安」といった、消防自身のメンタルの弱さこそが問題の本質であり、それを乗り越えさえすれば、消防責任は果たせるのだと実感しています。

この取組を通して当消防本部は、「強い消防」を内外に示すとともに、大きな自信を得ることができました。

私達はこの体制が人事異動の影響を受けることなく維持、継続されていくこと、つまり「定着」を、次の課題として捉えています。

平成27年度からは違反処理対象となる未設置違反を、3設備（重大違反）から「全ての設備」に拡大したほか、岐阜市火災予防規則を改正したうえでホームページ上での公示を開始し、また、命令違反対象物に対しては告発を行いました。

さらに、機械的な違反是正を当消防本部における通常業務として位置づけるため、違反処理移行基準を違反処理規程に格上げするための手続きを行っている最中です。

各担当者が違反に対する闘志を持ち、「スピード感」ある違反是正を当たり前に行い、これがチームカラーとして根付くまで、取組を継続していかなくてはなりません。予防消防の復権まで、あと少しです。

平成26年度対象：今日までの実績
(チャレンジ結果)

是正対象となった対象物数	交付数	是正率
指定防火の重大違反 (自火種・油性・油)	246	96%
防管未選任 (半種)	34	警告：115 100%
地下タンク (未出庫時禁止等)	29	命令：45 100%
その他所屬方針 (消防重大・消心・他：消防編 -定期点検・他：消防等)	67	告発：1 100%
上記合計	376	是正：365 97%

7 おわりに

10月、雑居ビルの地下1階飲食店で火災（事後聞知火災）が発生しましたが、自動火災報知設備が鳴動し、消火器による初期消火が功を奏し、焼損表面積3㎡という小規模な火災に抑えることができました。

このビルは、平成26年度 of 取組の中で警告によって自動火災報知設備の設置がなされた建物でした。

私達、予防担当者は常に、守るべき「国民（市民）とは誰か？」を自問しながら、それを再確認し、業務を行う必要があります。

この事例も、従来の様に「国民（市民）＝ビル所有者」と見誤っていたら、利用者を守ることはできなかったでしょう。

予防業務とは、火災発生前に違反と戦う、あるいは、市民の防火意識を向上させるための工夫を続けるものであり、これは火災発生後に火災と戦う消防隊の業務とは主戦場が異なるだけの、消防の「現場」であるといえます。

私達は、「それでも火災は起きる」ということを念頭に、今後も「危険の排除、被害の未然防止（軽減）」という消防の神髄を追求してまいります。

第5回 アメリカからの便り

個人スキルに重点をおいたアメリカの 災害ボランティアプログラム

リスクウォッチ代表 長谷川祐子

近年の日本は災害国日本と言ってもよいほどの大型台風、洪水、火山、地震などが起きております。おそらく今年も同等クラスの災害が日本を襲うのではないかと暖冬の今、強く感じています。記憶に新しいところで鬼怒川の氾濫。台風による大雨の被害。箱根山や阿蘇山、口永良部島、桜島の噴火。冬の豪雪など驚きの数々でした。アメリカも日本の25倍もの広大な国土ですので様々な災害が多発している国です。代表的なものは台風や竜巻、洪水そして冬の嵐と山火事でしょうか。アメリカでは地震は太平洋側、カリフォルニア州で起こる災害です。他の地区では起きていません。

そのような中、両国とも救助、救命のプロである消防士たちが絶対的に足りな

い現状です。阪神大震災を経験した日本も全国に災害ボランティアを作り出すプログラムを作成し、育てています。アメリカにも日本の災害ボランティアのような組織でCERT“サート”という災害ボランティアを育成するプログラムがあります。国土安全省に属するFEMA（フィーマ）危機管理庁が主催するプログラムです。この訓練の内容は個人の災害対応スキルに力をいれていて、消防士の持つ高度な知識と技術をセミプロレベルで教えます。実際の家庭や地域ですぐに家族や近所の人々の命を救うために大きな働きをすることができるレベルです。“自分の命は自分で守る” アメリカ人らしい実質的なプログラムです。



2016年1月ミズーリー州の洪水



カリフォルニアの台風



衛星からみた台風

NERTナート サンフランシスコ消防署 プログラム

最初にこのプログラムに出会ったのはサンフランシスコの消防署が地元で実施していたNERT“ナート”“Neighborhood Emergency Response Team”でした。ノースリッジの地震（1994）などを経験した

消防署が地震対応を通して得た問題点を改善しようと取り入れたものでした。

地震が起こった時、沢山の市民が、建物や倒壊物に閉じ込められてしまったり、怪我をしたりしました。しかし救助や医療を専門とする人々が駆け付けるまで救助できなかつたり、怪我をした人達

がなんの手当も受けることができなかつたりした現実に皆がたじろぎました。出来るだけ多くの被災者を災害が起こってから72時間以内に救うために、セミプロクラスの災害対応要員を市民の中に育てようと、サートをベースにしたサンフランシスコ版訓練プログラム“NERTナート”が始まりました。

ト”が始まりました。

1990年より2014年現在までに24,700人の市民がこの訓練を受けています。

1年間1,000人の市民への訓練の提供をしてきたこととなります。サンフランシスコ消防署はこのプログラムの中心として精力的に動いています。



ナートのロゴ



訓練の様子(救助、クリビング)



ナートのロゴ2

このプログラムの内容です。

クラスセッション1

地震について、準備と危険物について、回避について、地震の種類、震度、歴史と確立について

クラスセッション2

基本的災害対応スキル
ガスや水道、電気のライフラインの確認のやり方
火災の種類と消火器を使用するの消火

クラスセッション3

災害時医療 (簡単トリアージ)

クラスセッション4

軽度の搜索と救助

クラスセッション5

組織災害対応とマネージメント

災害と組織の心理

クラスセッション6

コースの復習、実施訓練の応用技術



救護所での情報収集



要求助者発見



トリアージ

もともとのFEMAのCERTは今9セッションまで教えています。この中の災害時医療 (Disaster Medicine) で教えられている救命のためのトリアージが特にアメリカらしいものです。実際に災害時に医師がおこなうやり方を一般の人たちが理解できるように解説していきます。

一部を紹介すると、

外傷を受け死に至ったケースでは

タイプ1) 生命を維持するために重要な器官への重度の損傷による数分以内の死
タイプ2) 数時間の多量の出血による死
タイプ3) 数日間または数週間に及ぶ伝

染病、多様な損傷による死という状況です。タイプ2、3の負傷者の40%以上の方が助かったとされる対処法について、命を脅かす危険な“殺人者”は

①気道障害、②呼吸障害、③循環機能系障害（出血）、④ショック状態、です。

その殺人者を理解して検査には入りません。被災者の身体を触りながらまず気道障害と呼吸障害を検査します。意識の確認をする呼びかけをします。何も返事がない場合、すぐに呼吸の有無を確かめます。頭を後ろに傾け、顎を持ち上げます。そして胸が上下に動いているのか鼻から、口から息をしているのか確認します。息をしていないようなら口の中に何か詰まっているものがないか、もしあれば掻き出して気道を開ける状態を続けます。呼吸は入れなくてもよいので気道を空け続けます。30分以上頭を傾け、顎を持ち上げても息を吹き返さなければ、本当に残念ながらこの被災者は死亡している人として区別した場所へ置きます。

もし息を吹き返したら

すぐに脈をとります。1分間に30回以上か30回以下かによって判断しますが、30回以下だったら、すぐに重傷者として医者の方に搬送する人のグループへ運びます。ショック状態時の処置を施しておきます。ショック状態時の処置というのは毛布などを使って足の部分を高くして低温にならないように毛布などを掛けてあげます。

止血と循環機能の確認をします

止血は直接圧迫をします。出血が見当たらない場合は循環機能のチェックをします。爪や唇をグーと押しますと、爪や唇が白くなります。健康な時はその抑えている指を離すと1、2秒でピンク色に戻ります。それは循環機能に異常がない

ときです。2秒以上たつて、ようやくピンク色が戻ってきたときはどこかで出血しています。すぐに止血をするため身体を調べます。出血がひどいと寝た状態です。背中をみるのを忘れてはいけません。背中の下に手を差し込んで移動させて検査します。でも特に大変な出血は内臓です。おなかの中で内臓が傷つき出血した場合外からはわからないのです。そのようなときはおへそを中心4か所のおなかを押していきます。きゅっとしているのか、腫れているのか調べていきます。もし元気もなく真っ青な顔をしていたらすぐに重傷者として医者の方に搬送する人のグループへ運びます。

意識レベルの確認をします

2秒以下の時間でピンク色が戻った人たちの意識レベルを調べます。今日は何月何日ですか？ 名前を教えてください。自宅の電話番号は？ 右手を上げてください。左足を動かして。などと調べていきます。このような質問に反応があったら重症とは違う場所の救護所で定期的な検査をしながら様子を見ます。もちろん意識が確認できない人はすぐに重傷者のところに連れていきます。

このような具体的な重傷者の見分け方が教えられていれば、個人単位でも、家族単位でも自治会単位でも被災地で最初から動くことができます。救助についてもクリピングという救助方法を教えています。

大震災時は消防署の救急車や病院は駆けつけたくとも私たちのところへはかけつけられません。病院も集約的にお医者さんを大きな病院に派遣して多くの重症患者に備えます。

私たちは地域に取り残されてしまいません。セミプロ並みのボランティアがいて初めて具体的に動けるのです。

アメリカのこのCERTのプログラムを勉強して思うことは本当に日本にもこのレベルの住民を育てなければいけないということです。地域にたくさんいる高齢者家族。一人で暮らしている人たち。赤ちゃんのいる家庭。病人がいる家庭など助けが必要です。

日本での新しい動きとしてトリアージ

を教えるところも出てきました。もし近所でそのようなプログラムがはじまりましたら是非参加してください。災害直後の地域で私たちは戸惑い、泣くばかりでは災害に負けてしまいます。知識と技術を身に着け災害直後の混乱にも立ち向かえるように自分を磨いていきましょう。



長谷川祐子 プロフィール
前在日米海軍司令部消防隊予防課長
現在はリスクウォッチ代表
<http://www.risk-wtch.net/>

— 消 防 機 関 の 皆 さ ま へ —

防災物品・防災製品の普及・奏効例を

☆お知らせください☆



防災物品（カーテン、暗幕、どん帳、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板、舞台において使用する幕および大道具用の合板、工事用シート）、防災製品（寝具類、衣服類、テント類、シート類、幕類、自動車・バイク等のボディカバー、布張家具等、防護用ネットほか）の普及活動事例及び火災をくい止めた実例を「防災ニュース」誌上でご紹介したいので、ぜひご一報ください。

（公財）日本防災協会 広報室

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル
TEL 03-3246-1661 FAX 03-3271-1692
広報室メールアドレス:bouen-koho@jfra.or.jp

建築用途別の防災品に関する 海外の法規制等調査

(公財) 日本防災協会 技術部

日本国内では、製品の防災性を規定する法令はなく、消防法で特定用途の建築物に使用する着火物に対し一定の防災性を求めているのみである。これに対し、米国や英国では、法令により特定の製品が規制されており、さらに建物用途により規制されている場合がある。使用者の実務上の観点から、マットレス、布張り家具、カーテン、じゅうたん及び装飾幕、広告・宣伝幕の試験方法と判定基準を紹介する。

対象とする国は米国（連邦）、米国（カリフォルニア州）及び英国、対象とする建物用途は展示場等及び病院等である。第2回は、米国（カリフォルニア州）を紹介する。

2. 米国（カリフォルニア州）

2.1. 展示場等

2.1.1. 寝具（マットレス）

マットレスはFFAの規制対象となる製品である（製品の防災化）。FFAの試験方法及び判定基準については、1.1.5.1を参照のこと。

また、カリフォルニア州ではマットレスの特定用途における使用の場合、更に別途燃焼基準が規定されている。該当する基準は、TB 129「公共建物¹で使用するマットレスの燃焼性試験手順（Flammability Test Procedure for Mattresses for Use in Public Buildings）」である。試験方法等については、前号1.2.2.2.を参照のこと。

2.1.2. 布張り家具

①法規制

布張り家具はFFAの規制対象となる製品ではない。

HFTIA（州法）では規制対象となる製品であり、カリフォルニア州ではHFTIAの下、布張り家具は一定の防災性能を満たすことが求められている。該当する技術基準は、次の通りである。

- 1) TB 116「布張り家具の難燃性試験手順及び機器の要求事項（Requirements, Test Procedure and Apparatus for Testing the Flame Retardance of Upholstered Furniture）」²及び
- 2) TB 117-2013「布張り家具に使用される材料の耐燻焼性試験手順及び機器の要求

1 ヘルスケア施設、老人ホーム、大学寮等

2 TB 116 : <http://www.bhfti.ca.gov/industry/116.pdf>

- 事項 (Requirements, Test Procedures and Apparatus for Testing the Smolder Resistance of Materials Used in Upholstered Furniture)」³及び
- 3) TB 133「公共施設用途に使用される椅子の燃焼性の試験手順 (Flammability Test Procedure for Seating Furniture for Use in Public Occupancies)」
- なお、TB 133の試験方法等については、前号1.2.2.2.を参照のこと。

②試験方法

- 1) TB 116における試験手順の概略は次の通りである。
 1. 3本の着火したたばこを試験サンプル (完成品又はプロトタイプモックアップ (prototype mockup) サンプル) の表面に置く
 2. たばこが全て燃えるまで又は消えるまで試験を継続する
 3. 着火部からの炭化した長さを測定する
 4. 上記試験手順を、1) なめらかな表面部、継ぎ目 (Welt) 部、2) キルト表面 (Quilted)、3) タフテッド (Tufted) 表面及び隙間 (Crevice) 部の各表面部で試験を実施する

- 2) TB 117-2013では試験手順の記載はなく、試験方法はASTM E 1353「布張り家具用部材の耐たばこ着火性の標準試験方法 (Standard Test Methods for Cigarette Ignition Resistance of Components of Upholstered Furniture)」を参照している。以下、ASTM E 1353における試験手順の概略は次の通りである。
 - I. 布カバー (Cover Fabric) 試験
 1. ミニモックアップテスター (mini-mock-up tester) を用意する
 2. 8×8インチ (203mm×203mm) の試験サンプルを3枚 (座部試験体)、8×15インチ (203mm×381mm) の試験サンプル (背部試験体) を3枚作成する
 3. 8×5×2インチ (203mm×127mm×51mm) のウレタン材 (substrate) の上に布カバー8×8インチ (203mm×203mm) の試験サンプル (座部試験体) をミニモックアップテスターにセットする
 4. 8×8×2インチ (203mm×203mm×51mm) のウレタン材の上に布カバー8×15インチ (203mm×381mm) の試験サンプル (背部試験体) をミニモックアップテスターにセットする
 5. 3本のたばこに火を着け、そのたばこを各試験サンプルの隙間 (座部試験体と背部試験体の交差する位置) に置く (座部試験体に対して水平で、各サイドから等距離の位置)
 6. たばこの上をシート材 (sheeting material) で覆う
 7. ウレタン材が明らかに着火する、又はたばこが燃え尽きたら試験を終了させる

 - II. バリヤー材 (Barrier Materials) 試験
 1. ミニモックアップテスターを用意する
 2. 8×8インチ (203mm×203mm) 試験サンプル (座部試験体) を3枚、及び8×15インチ (203mm×381mm) 試験サンプル (背部試験体) を3枚作成する

3 TB 117-2013 : http://www.bhfti.ca.gov/about/laws/attach_11.pdf

3. 標準タイプII布カバー 8×8インチ (203mm×203mm) を3枚 (座部試験体)、及び8×12インチ (203mm×305mm) を3枚 (背部試験体) 作成する
4. 各試験サンプル (座部及び背部試験体) を標準タイプII布カバーで (座部及び背部試験体用) 覆う
5. 8×5×2インチ (203mm×127mm×51mm) のウレタン材の上にバリアー材 8×8インチ (203mm×203mm) の試験サンプル (座部試験体) をミニモックアップテスターにセットする
6. 8×8×2インチ (203mm×203mm×51mm) のウレタン材の上にバリアー材 8×12インチ (203mm×305mm) の試験サンプル (背部試験体) をミニモックアップテスターにセットする
7. 3本のたばこに火を着け、そのたばこを各試験サンプルの隙間 (座部試験体と背部試験体の交差する位置) に置く (座部試験体に対して水平で、各サイドから等距離の位置)
8. たばこの上をシート材で覆う
9. ウレタン材が明らかに着火する、又はたばこが燃え尽きたら試験を終了させる

Ⅲ. 詰め物材 (Filling/Padding Component) 試験

1. ミニモックアップテスターを用意する
2. 8×5×2インチ (203mm×127mm×51mm) 試験サンプル (座部試験体) を3つ、及び8×8×2インチ (203mm×203mm×51mm) の試験サンプル (背部試験体) を3つ作成する
3. 座部試験体用標準タイプI布カバー 8×8インチ (203mm×203mm) を3枚、及び背部試験体用12×12インチ (305mm×305mm) を3枚作成する
4. それぞれの座部試験体について、座部試験体と背部試験体の隙間を含め、1枚布の標準タイプI布カバーで座部試験体の上面を完全に覆う (底部の表面も部分的には覆われる)
5. それぞれの背部試験体は、取り外しできる背部支持試験体にある試験サンプル材の背部パッドを標準タイプI布カバーで表面を覆う
6. 垂直及び水平パネルをミニモックアップテスターにセットする
7. 3本のたばこに火を着け、そのたばこを各試験サンプルの隙間 (座部試験体と背部試験体の交差する位置) に置く (座部試験体に対して水平で、各サイドから等距離の位置)
8. たばこの上をシート材で覆う
9. 明らかに着火する、又はたばこが燃え尽きたら試験を終了させる

③判定基準

- 1) TB 116における判定基準は次の通りである。

以下の条件を全て満たすこと。

- a) 燃焼状態にならないこと
- b) 炭化した長さが2インチ (50mm) を超えないこと

- 2) TB 117-2013における判定基準は次の通りである。

I. 布カバー (Cover Fabric) 試験

以下の条件を全て満たすこと。

- a) モックアップ試験サンプルが試験後45分に燻焼しないこと
- b) 試験サンプル (cover fabric) の炭化した長さが1.8インチ (45mm) を超えないこと
- c) モックアップ試験サンプルが炎を出さないこと
- d) 3つの試験サンプル (cover fabric) が a) ~c) を満たすこと
- e) 試験サンプル (cover fabric) 1つのみが a) ~c) を満たさなかった場合、3つの追加試験サンプルを用意し、再試験を実施する
- f) 再試験で3つの試験サンプル (cover fabric) が a) ~c) を満たすこと

II. バリヤー材 (Barrier Materials) 試験

以下の条件を全て満たすこと。

- a) モックアップ試験サンプルが試験後45分に燻焼しないこと
- b) 準タイプII布カバーの炭化した長さが2インチ (50mm) を超えないこと
- c) モックアップ試験サンプルが炎を出さないこと
- d) 3つの試験サンプルが a) ~c) を満たすこと
- e) 試験サンプル1つのみが a) ~c) を満たさなかった場合、3つの追加試験サンプルを用意し、再試験を実施する
- f) 再試験で3つの試験サンプルが a) ~c) を満たすこと

III. 詰め物材 (Filling/Padding Component) 試験

以下の条件を全て満たすこと。

- a) モックアップ試験サンプルが燻焼し続けないこと
- b) モックアップ試験サンプルが炎を出さないこと
- c) モックアップ試験サンプルの質量損失が20%以下であること
- d) 3つの試験サンプルが a) ~c) を満たすこと
- e) 試験サンプル1つのみが a) ~c) を満たさなかった場合、3つの追加試験サンプルを用意し、再試験を実施する
- f) 再試験で3つの試験サンプルが a) ~c) を満たすこと

2.1.3. カーテン

①法規制

カーテンはFFAの規制対象となる製品ではない。

一方、IFCでは、前号1.2.1.3.と同様にカーテンを含む装飾品 (Decorative Materials) について、特定の建物用途に対して一定基準の防災性能を求めている。詳細な技術 (試験) 基準については、NFPA 701を参照している。NFPA 701の試験方法等については、前号1.2.1.3.を参照のこと。

また、カリフォルニア州では、19 CCRの下、公共の建物で使用するカーテン等について、一定の防災性能を満たすことが求められている⁴。その判定基準は以下のセクションである。

- 1) 19 CCRセクション1237「耐火性 (小規模試験) (Fire Resistance (Small Scale

Test))」及び

- 2) 19 CCRセクション1237.2「耐火性（大規模試験⁵）（Fire Resistance（Large Scale Test））」

②試験方法

- 1) 19 CCR 1237.1（小規模試験方法）における試験手順の概略は次の通りである。
 1. 2.5×12.5インチ（6.4cm×31.8cm）形状以上の大きさの試験サンプルを6枚作成する
 2. 試験サンプルを垂直に保持する
 3. 試験サンプル下部の中心部を規定のバーナーで12秒間接炎する
 4. 残炎時間及び炭化した長さを測定する

- 2) 19 CCR 1237.3（大規模試験方法）における試験手順の概略は次の通りである。
 1. 5インチ×7フィート（12.7cm×213.4cm）形状以上の大きさの試験サンプルを6枚作成する
 2. 試験サンプルを垂直に保持する
 3. 試験サンプル下部の中心部を規定のバーナーで2分間接炎する
 4. 残炎時間及び炭化した長さを測定する

③判定基準

- 1) 19 CCR 1237（小規模）における判定基準は次の通りである。

以下の条件を全て満たすこと。

 - a) 残炎時間が2秒を超えないこと
 - b) 炭化した長さの平均が3.5インチ（89mm）を超えないこと
 - c) 炭化した長さ6インチ（152mm）を超えるサンプルがないこと

- 2) 19 CCR 1237.2（大規模）における判定基準は次の通りである。

以下の条件を全て満たすこと。

 - b) 残炎時間が2秒を超えないこと
 - c) 炭化した長さ10インチ（254mm）を超えるサンプルがないこと

2.1.4. じゅうたん

じゅうたんはFFAの規制対象となる製品である（製品の防炎化）。FFAの試験方法及び判定基準については、前号1.1.2を参照のこと。

CCR、HFTIA、TBにおける追加規制はない。

2.1.5. 装飾幕、広告・宣伝幕

2.1.3.を参照のこと。

4 19 CCR (Flame Retardant Regulations) : <http://osfm.fire.ca.gov/strucfireengineer/pdf/flameretardant/FrRegs.pdf>

5 テント用布地等

2.2. 病院等

2.2.1. 寝具（マットレス）

①法規制

マットレスはFFAの規制対象となる製品である（製品の防炎化）。FFAに関する試験方法等については、前号1.1.1.を参照のこと。

また、カリフォルニア州ではマットレスの特定用途における使用の場合、更に以下の基準が規定されている。

1) TB 121「高リスク用途⁶で使用するマットレスの燃焼性試験手順（Flammability Test Procedure for Mattresses for Use in High Risk Occupancies）」⁷及び

2) TB 129「公共建物で使用するマットレスの燃焼性試験手順（Flammability Test Procedure for Mattresses for Use in Public Buildings）」

なお、TB 129の試験方法等については、前号1.2.2.1.を参照のこと。

②試験方法

1) TB 121における試験手順の概略は次の通りである。

1. 試験サンプルとして典型的な大きさ30×76インチ（76cm×193cm）のマットレスを用意する
2. 質量測定済みの試験サンプル（マットレス）を支持台に水平に置く
3. 支持台を含む試験サンプルの質量減少を監視できる装置を設定する
4. 試験サンプル中央部に熱電対（thermocouple）を置く
5. 試験サンプル中央部の下に新聞紙を入れた垂鉛メッキ容器を置く
6. 新聞紙を着火させる
7. 全ての燃焼が消える、又は試験サンプルの質量が10%減少するまで試験を観察する

③判定基準

1) TB 121における試験手順の概略は次の通りである。

以下の条件を全て満たすこと。

- a) 最初の10分間で質量損失が10%を超えないこと
- b) 試験中に熱電対の温度が500° F（260°C）以上にならないこと
- c) 試験中に一酸化炭素濃度が1,000ppmを超えないこと

2.2.2. 布張り家具

2.1.2.と同様である。

2.2.3. カーテン

2.1.3.と同様である。

2.2.4. じゅうたん

2.1.4.と同様である。

2.2.5. 装飾幕、広告・宣伝幕

2.1.3.を参照のこと。

6 拘置所、刑務所、ナーシングホーム施設等

7 TB 121 : <http://www.bhfti.ca.gov/industry/121.pdf>

ISO/TC94/SC14ゲント会議報告

アゼアス株式会社 熊谷 慎介

ISO/TC94 個人防護 (PERSONAL SAFETY) /SC14 消防隊員用防護装備 (PROTECTIVE CLOTHING AND EQUIPMENT — FIRE -FIGHTERS' PERSONAL EQUIPMENT) /WG's (ワーキンググループ) &PG (プロジェクトグループ) 会議

I. 会議日程及び場所

日程：2015年11月2日 (月) ～ 4日 (水)

会場：センテックスベル 会議室 (ベルギー、ゲント市)

月日	曜日	AM	PM
11/2	月	WG5：救助用防護装備	WG5：救助用防護装備
11/3	火	WG2：PG6：Footwear (靴)	WG2：PG3：11613
11/4	水	WG3：原野火災用防護装備	WG4：HAZMAT (危険性物質)



会議場となった試験機関 センテックスベル

II. 会議参加者

日本 8 社11名 他通訳 1 名

小林 寿太郎 (小林防火服株)、笠井 一治 (ミドリ安全株)、設楽 達男 (ミドリ安全株)、
石川 修作 (株赤尾)、永野 清幸 (株赤尾)、池田 信一郎 (デュボン株)、
三橋 卓也 ((一財) カケンテストセンター)、渡辺 光史 ((一社) 日本ヘルメット工業会)、
鈴木 崇弘 (帝人株)、鉄村 秀哉 (帝人株)、熊谷 慎介 (アゼアス株)、
神元 郁子 (TOPランゲージ株：通訳)

他 およそ12カ国 34名 (毎日参加者が流動するため確定数は不明)

Ⅲ. 会議内容

1. WG5救助用防護装備

議長：石川修作氏（事務局：永野清幸氏、Part5 ヘルメット担当：渡辺光史氏）

ISO CD18639 Part 1～10までのパートに分かれて規格原案の作成が進められている。この内、Part1, 3, 4は2015年3月24日のCD投票にて承認済み。2, 5については否認された。前回のミュンヘン会議にて、SC14議長のラッセル・シェパード氏より、レスキュー活動の種類には様々な種類があり、例えば交通事故における救助活動、水難救助、山岳救助、都市型搜索救助などが挙げられる。そのため、まずは交通事故救助に関する防護装備の規格原案の作成から着手し、その後、それら異なる救助活動分野ごとに装備を検討していく方向性で進めることが提案され、合意を得られているところである。

- 1) ISO CD18639-1（一般要求事項）2015年3月24日CD投票にて承認済み。ラッセル・シェパード氏（オーストラリア）により議事が進められた。ドラフトN307、コメント集N308を使用。ミュンヘン会議での議論で出されたコメントを反映させたドラフトが用意されている。アントワープ会議ではコメント集を見ながら、ミュンヘン会議で議論された内容をもう一度見直しを行っていった。イギリスからのコメントにて、製品への表示（マーキング）によって防護性能を損なってはならないことを明確に記述するよう求めるコメントが出されている点など、いくつか最終的な解決案が決められていない項目もあった。それら要検討項目については、次の投票時に修正案の提案を行うこととし、今回は次のステージに進みたいとの意向がラッセル・シェパード氏より提示されたため、現状の記述のまま進むこととした。
- 2) ISO CD18639-2（コンパチビリティ）2015年3月24日CD投票にて否認されている。Part1同様にラッセル・シェパード氏により議事が進められた。ドラフトN309、コメント集N310を使用。TC94、及びSC14WG2からも同様にコンパチビリティについての文書が作成、もしくは作成が進められているところであるため、それらの文書との関連をどのように考えるのかという意見が出された。WG5としては同じSCに属するWG2をはじめとした他の関連文書との整合性を取りながら規格作りを進めることが合意された。また、基本的にコンパチビリティの試験は被験者によるマンテストなので、何をもちて合否とするのか判断基準が明確でないという問題提起がされた。これについては、すぐに解決が期待できる課題ではないため、この課題はこのまま維持しつつ次の投票時に再考することとした。
- 3) ISO CD18639-3（防護服）2015年3月24日CD投票にて承認済み。デイブ・マシューズ氏（イギリス）により議事が進行された。ドラフトN311、コメント集N312を使用。ミュンヘン会議にてコメント集のレビューの途中で終わってしまったため、再度検討をした。ポケットの仕様については開閉具を備えることとすることになった。接触時の断熱性能（コンタクトヒート）について、オーストラリアより、現状の100℃に接触した際、10℃上昇するのに5秒以上経過することというのは低すぎるとの意見が出された。議論の末、250℃で5秒以上とすることとなった。また項目5.2.1の5回の洗濯前処理を行った後の寸法変化率については、ISO5077で測定し±3%未満という規定を±5%未満とすることとなった。上記のような服の仕様や耐熱性能についての議論が行われた。いくつか最終的な解決案が提示されなかった課題が残ったが、それらについてはドラフト内に注記（Note）として記載

し、次回の投票時に賛否、あるいは代替案を募ることとした。

- 4) ISO CD18639-4 (手袋)2015年3月24日CD投票にて承認済み。ラッセル・シェパード氏により議事が進められた。ドラフトN313、コメント集N314を使用。断熱性能や液体防護性能についての要求レベルが、服などの他の防護装備と異なる項目があったが、それらについてはアンサンプルとして性能レベルに一貫性を持たせることとなった。耐切削性能については、最終的に15kNの数値で合意され、次回CD投票にかけられることとなった。
- 5) ISO CD18639-5 (ヘルメット)2015年3月24日の投票にて否認された。渡辺氏により議事が進められた。ドラフトN315、コメント集N316を使用。ミュンヘン会議では投票時に提出された全てのコメントをレビューすることができなかったので、コメント集に沿って議論が進められた。主な議論の内容を次に記載する。4.1の項目において製造業者が“故障解析”(Failure Mode Evaluation Analysis)に関する情報を提示するという文言が加えられることとなった。また、リテンションシステムの引張強度を必須要求事項とするべきとの意見が、オーストラリア、ニュージーランドから提出されたことに関して、ISO11999-5の記述(500N~1000Nで外れることというオプション項目、及び50Nで外れないこと)と同等の記述が可能かを検討することとなった。また5.1の項目の衝撃吸収性についてヘルメットに負荷を加える角度を現状の30度を60度にすべきとの意見が出されるなど、活発な議論が行われた。今後の方向性としては、今回の議論の内容を踏まえたドラフトを作成するプロジェクトグループ(ドラフトコミッティー)を立ち上げ、12月中旬~クリスマスまでにドラフトを作成してセクレタリーに提出することとなった。プロジェクトグループのメンバーは、日本、ニュージーランド、オーストラリア、ドイツ、イギリスの5か国。
- 6) ISO CD18639-6 (靴)ジョー・ガウアー氏(ニュージーランド)によって進められた。冒頭にラッセル・シェパード氏から言及されたように、水難救助は除外することとなったので、この点を反映させたドラフトを作成し、初回のCD投票を行うこととなった。

WG5の今後の進行(まとめ)

Part1~4 2回目のCD投票を行うので、11月末までにCD.2のドラフトを作り、事務局に提出する。12月中に投票に向けて回覧をする。

Part5 12月末(クリスマス)までにドラフトを作成して事務局に提出する。

Part6 初回のCD投票を行う。Part1~5に合わせて一緒に回覧する。

2016年3月にはCD投票の結果が出るため、そのコメントを元に2016年7月に予定されているSC14アメリカ会議で議論を行うこととなった。2016年7月23日までに次のステップであるDIS登録、2018年7月23日までに最終目標であるISO18639出版を目指す。

2. ISO11999-6.2 (靴)

議長：ジョー・ガウアー氏(ニュージーランド)、笠井一治氏

2014年のシドニー会議前のDIS投票では反対が多数であったため、今回2回目のDIS投票となった。前回投票では特にドイツから出された、EN規格(EN15090)と同様の内容の規格原案とするべき(EN規格以外は認められない)との意見を初め、反対意見が多かったが、SC14議長のラッセル・シェパード氏よりこの靴の規格はISO11999シ

リーズの一つの規格として必要であるとの方針が打ち出され、アンサンプル規格の1パートを担う規格となるよう規格作りが進められてきた。

2015年8月にDIS投票が行われ、賛成94%、反対6%で承認された。コメントが100件以上あり、今回はこのコメントレビューと議論が行われた。コメントの多くがエディトリアルな内容であったため、一つずつ検討し、参加者全員が誤解なく理解できるドラフトとなるよう修正した。化学薬品への耐性の項目では、現状の上限についての記述を削除し、より分かりやすく「最低3種類の化学薬品について121分以上の耐透過性能を持つこと」という文言に修正された。また、化学薬品による劣化の有無を判断する項目については、より明確に記述されている項目(7.4.2.4.3)を参照することとした。

今後の進行は11月末までに今回の会議の結果を記入したコメント集、規格案を準備し、12月末までにFDIS投票を行う準備を完了させることを目指して作業を進めることをWG2の議長に報告することとなった。



会議二日目 11月3日の会議場の様子

3. WG2/PG3: ISO CD 11613 (Protective clothing for firefighters — Laboratory test methods and performance)

議長：小林寿太郎氏(事務局：鈴木崇弘氏)

規格原案は2015年3月24日のCD投票で賛成11票、反対3票で承認されている。小林議長より、この原案は、元はEN469のLevel 1(低)、Level 2(高)の2レベルと、NFPA1971の1レベルの3レベルが記述された規格とする方向で原案作りが進められていたが、前回ミュンヘン会議での合意に基づき、適用範囲を「建物火災の消火活動に付随した後方支援活動(support activity)に従事する隊員用を対象とし、火炎・熱のリスクが高いシチュエーションでの活動は想定しない」と明記することで、レベル2、3を廃止し、レベル1のみの規格として成立を目指すこととなった経緯が初めに説明された。

今回はミュンヘン会議の議論を元に修正された原案N355について議論を行った。オーストラリアより、ドラフトの題名、序文、適用範囲については、この規格が意図するシチュエーションをより明確にするために、改めて議論をしたいとの意見が出された。その結果、消火活動に付随した後方支援活動(support activity)を想定しており、建物火災時の内部突入は想定していないことをタイトル等に記入することとした。「Support activity」という文言については、ラッセル・シェパード氏が詳しい定義を作成することとなった。

今後は、12月末までに準備をして2回目のCD投票を行い、2016年8月14日までに

DIS登録をすることを旨す。

4. WG3議長リック・スワン氏ドラフトN0178、関連資料N173

2014年に開催されたシドニー会議のWG3において、アンサンプルの規格であるISO16073：2011 Wildland firefighting personal protective equipment- Requirements and test methods 及び、服の規格であるISO15384：2003 Protective clothing for firefighters — Laboratory test methods and performance requirements for wildland firefighting clothingの見直しをすることが合意された。その際、ウィーン合意のもとISO主導でEN15614に関して服の規格であるISO15384との相違点を確認・調整（マトリクスを作成することにより）した上で、EN/ISO15384として改訂することがCENとも合意されたため、今回は議長が作成したドラフト（WD）と、EN、ISO、NFPAの森林火災用の防護装備に関する同種の規格に関して、相違点をまとめたマトリクス表を元に議論が行われた。規格の作成段階としては新規提案規格（NWIP）である。議長作成のドラフトを議長が冒頭から読み上げ、イントロダクション、適用範囲、性能要求事項などを全員で確認した。耐熱性能、蛍光素材・再帰性反射材の使用面積、洗濯による前処理の負荷などについて議論がされた。基本的には、すでに発行されているISO11999-3など関連規格との整合性を図る方向で記述される方針である。今回の議論を踏まえた修正作業を11月末までに行い、次回CD投票を行うべく作業を進める。

5. WG4議長ウルフ・ナイストロウム氏ドラフトN541、コメント集N224

2015年4月24日にNP投票が行われ、賛成多数で承認された。その際提出されたコメントについて6月のミュンヘン会議で議論が行われたが、コメントの半分程を残して時間切れとなったため、その続きの議論が行われた。以前からの懸案事項であった、開閉部の耐透過性能については、プロジェクトグループでの作業の進捗がなかったため、今回のドラフトからは要求事項から外し、将来的に良い試験方法が見つかった際に記入することとした。また、オプション要求事項のマスタード、サリンなどに対する耐透過性能の項目について、現在記述されている“テロリズムに使われる化学物質”や“化学兵器用化学物質”という表現は、輸出貿易管理令などの適用を受け、輸出入に制限を受ける可能性があることを日本より指摘した。その結果、注記として「軍用に使用されることを意図したものではない」ことを追記することで合意となった。その他、靴の屈曲試験方法について、これまでアメリカ規格が記述されていたことについては、ISO規格の引用をすることなど、不明瞭であった点が解決された。付属書Iの用語の相関関係の図はよりわかりやすくするために改良が必要とのことで、スイスが作業を行うこととなった。

今後のスケジュールは、11月末までに今回の議論の結果を記入したコメントシートと修正点を反映させたドラフトを回覧し、反対意見が無ければDIS投票に向けて作業を進める。時間軸の制限としては、DIS登録を終了する締め切りが2017年7月8日、ISOとして登録を完了する締め切りが2018年7月8日となっている。

6. まとめ

今回のгент会議は、通常のSC14全体の会議ではなく、6月のミュンヘン会議にて議論が完遂しなかった点などを解決するために行われたWG及びPG会議だった。しか

しながら、開催された会議では、いずれも白熱した議論が展開された。異なる国、地域から集まる参加者は、時には“歩み寄り”や“合意”までの道のりの困難さを感じつつも、国際規格を発行するという共通の目標に取り組み、次の段階への各々の足掛かりをつかんだ会議となった。今後より深い議論を行っていくためにも、やはり継続して議論に参加するということが非常に重要であると考え。そのような継続的な取り組みが、発言の重みにもつながり、より生産的な議論に結び付くものと思う。最後に円滑な議論を行う上で欠かすことのできない通訳を派遣いただいた（公財）日本防災協会、また各参加者を派遣いただいた工業会、企業の皆様に謝意を表し、会議報告の結びとさせていただきます。

～防災品の購入・使用についてのご意見募集～

防災ニュースご愛読の皆様にはおかれましては日頃より火災予防・住宅防火のために防災品が役立つことは十分ご承知のことと存じます。

ただ、広く普及しているかと申せばまだまだ一般的には防災品をご存知でない方も多いのが現状です。

そういった中、ご購入・ご使用になられている皆様はどのようにして防災品を知り、どこで購入されたか、またご使用になられての感想などをお聞かせいただきたいと思えます。

皆様からお寄せいただいたご意見、ご感想等は、防災ニュースで紹介したり今後の広報活動等の参考にさせていただく予定です。

下記によりメール・FAX等でお送りください。よろしく願いいたします。

○400字程度（原稿用紙・Word文書等）

○お名前・ご住所・電話番号（携帯可）

○写真などがあれば同封してください

宛先：（公財）日本防災協会 広報室

F A X 03-3271-1692

E-mail bouen-koho@jfra.or.jp

2015-2016防災ポスターの作成にあたって (座談会)

(公財)日本防災協会 広報室



開催日：平成27年11月27日（金）

出席者 土田 和歌子（つちだ わかこ） 八千代工業株式会社所属 車いすアスリート

越智 貴雄（おち たかお） 写真家

鷺坂 長美（さぎさか おさみ） (公財)日本防災協会 常務理事

司 会 鬼頭 秀彰（きとう ひであき） ZACCESS Consulting株式会社

○鬼頭 日本防災協会では秋の火災予防運動にあわせてポスターを作成し、防災品の普及啓発に努めています。今回はモデルの土田選手、写真家の越智さん、日本防災協会の鷺坂常務理事にお話を伺いたいと思い、お集まりいただきました。早速ですが、防災ポスターは何枚配布されているのですか？

○鷺坂 全国の駅、公的施設、町会の掲示板などに約15万枚を配布しており、1

年を通じて掲出していただいている場所もあります。昨年に続き今年も高評価のようで、追加配送を求める地域もあります。土田選手と越智さんの写真のおかげだと思います。

○土田 色々な場所で見かけ嬉しく思います。

○越智 多くの方に防災の必要性、スポーツの素晴らしさが伝わればと思います。

○鬼頭 ところで、「防災」という言葉を聞いたことはありますか？

○土田 炎を防ぐものというイメージがありますが、これまであまり耳にしたことはありませんでした。

○鷺坂 「防災」とは「不燃」とは違い、「燃えない」のではなく、「燃えにくい」という性能を意味します。当協会は、防災品の防災性能や品質管理等の確認を行うとともに、「防災による防火」という思想の普及啓発も行っています。

○鬼頭 私たちの生活は繊維製品など多くの「燃えやすい物」に囲まれています。それらを「燃えにくい物」にすれば、火災被害も減らせそうですね。

○鷺坂 全国の消防本部等から寄せられる防災品の奏効事例を当協会発刊の「防災ニュース」に掲載しています。防災品を使っていたために初期消火に成功した、延焼拡大を防ぐことができた、被害が大きくなりず済んだ等の事例が掲載されています。また、防災品の効果が分かる燃焼比較動画を当協会ホームページのほか、You tube「防災チャンネル」にも掲出しております。防災品が、そうでない物に比べていかに燃えにくい映像でよくわかりますので是非ご覧ください。

○土田 是非見てみます。

○鷺坂 一般の方に知っていただきたい例として、高層マンション、高さが31mを超える建物ですが、そこで使われるカーテン、じゅうたん等の例があります。消防法の規制で防災品でなければならぬとされています。高層マンション等は、避難に時間を要するので、延焼拡大を遅らせる必要があるためです。また、消防法の規制は受けませんが、寝具類やエプロン等にも防災品があります。寝たばこ、暖房器具との接触、着衣着火などの火災被害を減らすことに役立つと思います。

○土田 「防災」は大切ですね。

○鬼頭 日本ではどのような火災被害が多いですか？

○鷺坂 「逃げ遅れ」が半分以上で、次に多いのが「着衣着火」です。特に高齢者等の自力避難が困難な方が被害に遭われる事例が目立ちます。当協会では、そうした方々が入所されている福祉施設等への防災品寄贈等もしていますが、いずれにしても、多くの方に防災品を使っていただこうと普及啓発も重要だと、防災講座をはじめ様々な活動をしています。

○鬼頭 昨年、日本防災協会から防災ポスターについて依頼を受け、自力避難が困難な方や身近な方に特に防災品の必要性を知っていただき



いと考えました。起用するモデルを検討していましたが、ちょうどその時、越智さんの写真集に出会い、お願いすることにしたのです。

○越智 防災ポスターの写真に採用していただき嬉しく思います。土田さんのこの写真は、4年前のクライストチャーチで行われた世界大会のとき、ゴール直前の様子を撮ったものです。

○土田 3人の選手とデッドヒートをし、追い抜いた時の写真です。下を向いている写真が多いので、この写真は珍しいです。

○鷺坂 「勝つ」といった気迫が感じられるいい写真ですね。

○土田 この大会で金メダルを取り、防災ポスターと同じアングルの写真が新聞に載りました。他の選手たちから「おめでとう。」「でも顔は鬼のように怖い。」と言われました。

○越智 大分マラソンのように上り坂の勾配が厳しいコースでは顔を撮りやすい

ですが、この写真は地面に横たわってローアングルから狙って撮りました。怖いと言えば、現地で大きな地震が何度かありました。開会式前日の地震が今まで経験した中で一番大きな地震です。

○土田 何度か大きな地震があり、恐怖心を抱いたのを覚えています。2011年2月22日に現地にいませんでしたが複雑な気持ちです。

○鬼頭 災害という面では火事も怖いですが、「火事になったらどうしよう?」といったことを考えることはありますか?

○土田 マンションではエレベーターを利用しているので、「火災の時どうしよう?」など常に考えています。防災ポスターから防災品を知っていただくことが大切ですね。



○鬼頭 世界記録を更新されたのは、2013年の大分マラソンだったでしょうか?

○土田 はい、以前は2001年に記録したものでした。記録を更新できたのは、車いすの進化のおかげでもあります。大分マラソンが始まった当初は、車いすも四輪形状でした。

○越智 土田選手が所属している八千代工業(株)では、車いすの開発も行っていますね。某新聞Webサイトに記事が出ました。

○鷺坂 競技で使用する車いすに対して、性能等の制限はありますか?

○土田 三輪構成でないといけない、地上からの高さ、エンジンを積んではいけない等の制限があります。素材の制限は厳しくありません。カーボン製のフィット感は、スピードを求める上で最高だと思います。

○鬼頭 転倒のリスクはありませんか?

○土田 ロンドンでも転倒しましたが、「まだいける。」と感じ、最後まであきらめなかったことがゴールできた理由だと思います。「誰でもフェアに参加できるか?」という観点で、アルミ製からカーボン製車いすに乗換える時は悩みましたが、選手の努力だけでなく、車いすの進化も将来につなげていくため、今後も開発に協力していきたいです。

○越智 将来のためにも車いすの進化を止めてしまう理由はないと思います。

○鷺坂 車いすマラソンを始めたきっかけは何かありますか?

○土田 まず長野で開催されたアイススレッジスピードレースの講習会に参加したことで講師から出場を促され、冬季パラリンピックに出場しました。その後、夏に行っていた陸上競技で、シドニーを目指したことが車いすマラソンを始めたきっかけです。

○越智 初めて土田選手と会ったのはシドニーです。土田選手の活躍がテレビや新聞等のメディアに大きく取り上げられていました。

○土田 銀メダルを取れたからだと思います。リポーターの方に「感動したよ。」と声をかけてもらったことを覚えています。当時から横たわってカメラを構えていたので、越智さんのことも覚えています。

○鷺坂 シドニーからずっとパラリンピック競技の撮影をされているのですか?

○越智 はい。土田選手の活躍に感動したことを覚えています。

○土田 その時競った地元の選手は今コーチをしていて、その教え子が先日



800mでメダルを取っています。日本はマラソンが有力と言われていますが、トラック競技の選手も力をつけてきているので、リオデジャネイロ、東京に向けて楽しみな選手がたくさんいます。

○越智 男子日本選手で個人的に期待している選手がいます。男子では環境が整っているスイス勢が強いです。

○鷺坂 環境というのは、選手をサポートする施設や仕組みなどですか？

○土田 スイスのある民間リハビリ施設では、リハビリ、レクリエーション、スポーツへと段階を経て進める環境が整っています。施設内の競技場で開催される国際大会で、リハビリ段階から世界に触れることができ、医療とスポーツが一緒になった素晴らしい環境が整っています。

○越智 リハビリではメンタルケアも必要だと考えられている例が多いですが、その施設ではスポーツをする機会が増えれば、メンタル面も自然に改善されると考えられています。

○鷺坂 素晴らしい環境ですね。日本ではどのようにトレーニングをしていますか？

○土田 日本の公道は自動車が多く危険なので、整備された場所で行っています。

○鬼頭 2020年に向けて、トレーニング環境の整備も必要ですね。日本ではどのくらいの頻度で大会が開催されますか？

○土田 一月に一本ぐらいのペースで開催され、東京マラソンや北海道マラソンでも走ることができます。費用は自己負担がほとんどで、「優勝すれば翌年の大会に招待してもらえる。」ことをモチベーションとしていました。最近、障がい者スポーツに関心を持つ企業の増加



とともに雇用も増え、2020年に向けて関心の高まりを感じますが、改善されつつある今の環境を当たり前だと思ってしまうのではないかと思います。

○越智 先駆者としての土田選手の活躍があったからこそ、今の環境があるのではないかと感じます。これからの選手たちが土田選手以上に活躍する姿を、これからも追いつけていきたいと思っています。

○土田 多くの方のお力添えもあり結果を残せたのだと思います。競技レベルを上げるため、後輩たちに一つでも多くのものを残せるように頑張っています。

○鬼頭 お子さんもいらっしゃるようですね。お子さんを育てつつ競技を続けていくことは大変そうですがどうでしょうか？

○土田 「自分のためだけでなく、家族とともに結果を残す。」という気持ちで頑張ることができます。子育てと競技、どちらを優先させるか今も葛藤中ですが、葛藤も含めて頑張ることが大切だと思います。

○鬼頭 選手として、母として、多くの方のお力添えもあり、頑張っている様子を伺えたと思います。

○鷺坂 最後に防災ポスターを見てくれた方へのメッセージを伺いたいのですが。

○土田 防災ポスターのメッセージが、「使ってますか？ 防災品」なので大切な方を火災被害から守る防災品の普及につながればと思います。また、リオデジャネイロ、東京に向けてパラリンピックを楽しんでいただくためにも、防災ポスターを見ていただいた方に競技を知っていただければと思います。

○鷺坂 パラリンピック競技は球技もありますし、様々な競技がありますね。

○土田 はい。夏冬もあり、色々なストーリーを持った選手を一人でも多く知っていただくとパラリンピックの楽しみ方も増えると思います。私の直近の

ビジョンは、2016年リオデジャネイロに向け、アスリートとして後悔が残らないように頑張ることです。もう少し先のビジョンは、まだ明確ではありませんが、リオデジャネイロでゴールをした後に見えてくるかも知れません。今は自分自身、家族、お力添えをいただいている皆さま、次に続く選手たちの手本になれるよう頑張りたいと思います。

○越智 「使ってますか？ 防災品」というメッセージから、多くの方に防災品を知っていただきたいと思います。また、防災ポスターを見た子ども、そのご両親などに「土田選手のようにかっこよくなれる。」と思ってもらえれば嬉しいです。世界トップクラスの選手と競り合える日本人選手が育っているの、選手たちの輝いている瞬間を、写真を通して多くの方に伝え、「競技をやってみたい。」と思ってもらえるようこれからも頑張りたいと思います。

○鷺坂 防災ポスターを見た学校の先生から「勇気づけられる。」との反響もいただき、社会貢献にもつなげられていると思います。防災品の普及啓発も根気強く続けていくことが大切だと考えておりますので、今後ともよろしく願います。

○鬼頭 防災ポスターを多くの方に見ていただき、防災の大切さ、スポーツが持っている力を感じ取っていただきたい

と思います。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

土田和歌子

八千代工業(株)所属、車いすアスリート。2016年リオデジャネイロでの金メダル獲得に向け日々チャレンジ中。車いすマラソン女子世界記録保持者

越智貴雄

大阪芸術大学芸術学部写真学科卒業後、ドキュメンタリーフォトグラファーとして活動開始。2000年から国内外のパラリンピックスポーツの撮影取材に携わる。

鬼頭秀彰

ZACCESS Consulting(株)代表取締役。中小製造業のコンサルティングに20年以上携わるとともに、社会福祉プロジェクト「キセキノメイシ」を運営

謝辞 2015-2016防災ポスター作成にあたり、ご尽力いただいた皆様、本座談会開催にあたり、貴重な情報提供をしていただいた、株式会社W-STAGE代表取締役 高橋様、一般社団法人カンパラプレス 河本様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご協力を賜りました。

ここに関係者の皆様への感謝の意を表します。

平成27年度 消防機器開発普及功労者表彰式開催される

(公財)日本防災協会

平成27年度消防庁長官表彰式が平成27年11月4日（水）に明治記念館2階「蓬莱の間」で開催され、消防機器、消防設備等の分野でそれぞれ功績のあった方々が表彰されました。

消防庁長官表彰の内、消防機器開発普及功労者表彰は、永年にわたり消防機器等の開発、製造、改良、施工、販売及び普及に貢献し、他の模範となる方々等を消防庁長官が表彰するものです。今年度は27名の方が受賞されました。この内、防災関係では3名の方が受賞されました。



平成27年11月4日 平成27年度消防機器開発普及功労者表彰 於 明治記念館

防災関係の受賞者は次の方々です。

消防機器開発普及功労者表彰受賞者（防災関係のみ、五十音順）

氏名	所属	役職
田中 伸幸	PT. KURABO MANUNGGAL TEXTILE INDUSTRIES	営業部長
永田 晴久	佐賀県室内装飾事業協同組合	理事長
松本 克己	株式会社リバコトレーディング	パブリック事業部 参与

この消防庁長官表彰式では消防庁長官の式辞の後、消防機器開発普及功労者（防災関係者3名を含む）などそれぞれの業態の表彰受賞者の氏名が読み上げられ、消防庁長官から各業態の代表受賞者に対して表彰状が授与されました。続いて日本消防設備安全センター理事長表彰が行われました。

その後、全国消防長会会長の祝辞（代読）が述べられ、表彰式は盛会裡に閉会となりました。

今回の表彰式は天候にも恵まれ、受賞関係者を始め、消防機関、消防防災関係団体、消防防災事業者、消防専門誌等多数の方々にご参加いただきました。



松本克己氏 永田晴久氏
防災関係の受賞者の方々（田中伸幸氏は欠席）

平成27年度 防災関係者表彰式開催される

(公財)日本防災協会

日本防災協会は、平成27年11月20日（金）、午後4時30分から東京・ホテルルポール麹町において、平成27年度防災関係者表彰式を開催しました。

この表彰は、永年にわたり、防災物品、防災製品又は防災薬剤の普及業務又は品質管理業務の推進に尽力された個人等に対して、日本防災協会理事長が行うものです。

具体的には①永年にわたり、防災品等の普及指導で特別な功労のあった方、②永年にわたり、自社防災品等の品質管理が優秀で他の模範となると認められる方、③新規の防災品等の開発などで特に功労が認められる方として20名の方々が表彰を受けられました。

表彰式では、丸山理事長の式辞の後、受賞者に、それぞれ表彰状と記念品が授与されました。その後、来賓としてご出席の消防庁長官佐々木敦朗様及び全国消防長会会長（代読）からご祝辞をいただきました。

受賞された方々には、これらのご功績に対し、心からお祝いと感謝を申し上げますとともに、この受賞を契機に、今後も益々、防災品の普及啓発にご尽力をいただけますことを期待いたしております。



防災関係者表彰を受賞された方々
(中央右は佐々木消防庁長官、中央左は丸山防災協会理事長)

平成27年度防災関係者表彰受賞者名簿

(敬称略 部会・協会会員団体順)

氏名	所属部会・団体	会社・団体名、職名
とも よし まさ や 友好 雅也	カーテン等	株式会社川島織物セルコン 執行役員 ホームファッション営業部 部長
おみ がわ あき のぶ 小見川 明伸	カーテン等	ダイヤプラスフィルム株式会社 管理部品質保証グループ 主任
よし だ ふさおりの かぶしきがいしゃ 吉田房織物株式会社	じゅうたん等	吉田房織物株式会社
やま した さとし 山下 哲	整染	コーテック株式会社 技術開発部技術開発課 リーダー
さな だ たか のり 真田 孝範	重布染色加工	株式会社三共 代表取締役社長
ほそ の てつ お 細野 哲雄	合板	アサヒ建材株式会社 代表取締役社長
なか ぼう さとし 中坊 智志	寝具等	株式会社グラップラー 寝装インテリア事業部 部長
かど もと ひで のり 門元 英憲	布張家具等	株式会社内田洋行 営業統括グループ オフィス商品企画部 部長
おく むら たく ま 奥村 卓真	広告幕	服部株式会社 代表取締役
ほり え かつ み 堀江 克見	広告幕	堀江織物株式会社 代表取締役社長
あか お たかし 赤尾 隆	消防・防災用品	株式会社赤尾 代表取締役社長
みなみ こう いち 南 耕一	防災薬剤	丸菱油化工業株式会社 執行役員 営業副本部長
きく ち かず なり 菊池 一成	日本室内装飾事業 協同組合連合会	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 宮城県室内装飾事業協同組合 理事長
の じり ひさ ゆき 野尻 久幸	日本室内装飾事業 協同組合連合会	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 福井県インテリア事業協同組合 理事長
なか むら まさ のり 中村 政徳	日本室内装飾事業 協同組合連合会	日本室内装飾事業協同組合連合会 監事 愛媛県室内装飾事業協同組合 理事長
みや ぎき まさ ゆき 宮崎 正行	日本室内装飾事業 協同組合連合会	日本室内装飾事業協同組合連合会 青年部・次世代委員会委員 富山県インテリア事業協同組合 理事長
まえ だ りく や 前田 陸也	日本テントシート工業 組合連合会	前田テント装飾株式会社 代表取締役
おお はし くに かつ 大橋 邦一	日本テントシート工業 組合連合会	株式会社ダイカツ 代表取締役
せき よし ふみ 関 好文	日本クリーナーズ 防災協会	日本クリーナーズ防災協会 常務理事 有限会社テクノ大誠 代表取締役
まつ ばら たつ や 松原 達也	全国防災加工振興会	キングラン メディケア株式会社 代表取締役社長

平成27年度

防災加工専門技術者講習修了証の交付（大阪会場）

（公財）日本防災協会 管理部

平成27年度防災加工専門技術者講習実施の結果、次表の方に講習修了証を交付しました。

氏名	都道府県名	氏名	都道府県名
森 康行	福井県	安藤 篤史	三重県
白井 礼子	京都府	岸 政宏	島根県
笹倉 久敬	兵庫県	藤脇 淳三	奈良県
武藤 英司	愛知県	松尾 透	京都府
高橋 陽子	愛知県	森井 竜也	岐阜県
太田 達宏	三重県	平田 千裕	岡山県
春日井 克昌	愛知県	梶 正樹	鹿児島県
山田 賢孝	大阪府	中島 玄詞	兵庫県
勝部 一新	滋賀県	巴山 佳祐	大阪府
谷口 和典	大阪府	倉持 甚也	大阪府
桐 英彦	京都府	林 幹雄	福井県
見尾 英亮	岡山県	小野寺 智也	岩手県
安田 憲隆	熊本県	石本 圭人	静岡県
中野 裕美	大阪府	近藤 亮二	東京都
松岡 正史	大阪府	大槻 充	東京都
古田 大典	福井県	杉山 泰久	愛知県
呑田 浩之	広島県	石川 かおり	長野県
岡崎 善胤	栃木県	干場 竜稀	石川県
高江 空知	北海道	新井 宗男	大阪府
川島 真	北海道		

防災品品質管理についてのご注意とお願い

(公財)日本防災協会

防災物品（以下「物品」という）・防災製品（以下「製品」という）は、現在合わせて約2万件登録・認定されています。物品の登録有効期限は3年、製品の認定有効期限は5年です。そこで事業者の皆様には当初の登録・認定取得時の防災性能維持について以下の品質管理をお願いします。

【防災性能の確保、品質管理試験実施と報告】

製造ロットごとや抜き取りによる商品の防災性能確認のための試験は、防災品を市場に提供するための重要な品質管理の一つであり、「品質管理方法説明書」（物品）、「品質管理の説明書」（製品）に基づき確実に実施されることを要望します。性能試験実施と防災協会（以下「協会」という）への※報告は、物品は毎月、製品は少なくとも1年に1回以上お願いします。また生産がない場合でもゼロ（無し）の報告をお願いします。

【格付時のスペック維持と品質管理記録の保管】

登録・認定のための試験（格付試験）時の素材構成、織編規格（番手、密度、組織、目付など）、表面加工、機能性付与等の仕様を恒久的に維持する必要があります。例として再登録・認定更新の際、防災処理加工に用いる防災薬剤（難燃剤）が変更されていることがあります。あるいは商品の目付が大きく違っている場合があります。これら仕様の変更は別の商品としてあらためて試験申請が必要となります。

格付試験時の生地サンプルの保管、製造条件・品質管理に関する記録の保管は品質管理の重要な仕事です。

【ラベル交付、使用の記録と報告】

防災ラベルの受払（交付、使用）について適正に記録保管され、協会へ毎月※報告（Fax可）をお願いします。また交付・使用がない月もゼロ（無し）の報告をお願いします。これらの報告は再登録、認定更新時の審査要件となります。

※協会への報告は協会ホームページの「協会への報告事項」を参照願います。

【有効期限の把握、認定白生地材料の有効期限把握】

協会は登録・認定有効期限の約3ヶ月前に対象物品、製品について事業者に対し再登録・認定更新のお知らせをご案内しております。何らかの事情でご担当者に通知が届かず、手続きが期限を過ぎてしまったケースで、協会に苦情を言われることがあります。協会からのお知らせはサービスであり、有効期限については自社で把握・整理し、通知に頼らない管理をお願いします。また他社より認定品材料を購入し、それに印刷・プリント加工を施し製品として認定取得されている場合は、材料の有効期限

平成28年度の防災講座の開講のご案内

(公財)日本防災協会 総務部

住宅防火対策については、消防庁はじめ関係各機関において様々な取組が行われてきております。しかしながら、全国の住宅火災による死者は、毎年1,000人前後に上ります。特に高齢者の占める割合は、約70%で年々増加傾向にあります。そのような状況の中で、火災の被害抑制効果が認められる各種の防災品に対する認識が、徐々に国民に浸透しつつあります。当協会では、平成20年度から火災予防行政にあたる消防職員・消防団員等を対象に、防災に関する正しい知識を深めてもらうことを目的とした防災講座を各地で開講してきました。その後、この講座の対象者を、消防職員等に限らず防火女性の会等防災ボランティア組織、老人クラブや消費者団体の方々にも広げ、消防機関等と連携して、防災品の普及広報に努めております。開催も年々増加し、平成27年度は70ヶ所を超える開講に加え、新たな講座として女子大学家政服飾学科等の教育課程内での開講、民間事業所の社員研修、町会・自治会等15ヶ所から直接開講の依頼を受けるなどして、広く防災品に対する知識を深めていただきました。

平成28年度においても、各方面からの開講要望に応え、予算の範囲内でできる限り開講するため、年間を通し募集してまいります。これまで開講実績のない消防学校や消防本部（局）、消防関係機関、その他の団体等における開講を大いに歓迎します。

講座開講にあたり、主催者が場所と人員を確保していただき、当協会が講師を派遣し、使用するテキストは当協会が作成したものを使用します。開講に伴う講師旅費及び研修教材費等は当協会が負担します。講座は概ね下記により開きますが、ご不明な点等どのようなことでも結構です、お気軽にご相談ください。

記

1 講座開講の申込み

開講を計画している①都道府県又は政令指定都市消防学校、②消防本部（局）
③その他、電話等により協会にご連絡ください。折り返し申込み書を送ります。

2 カリキュラム（過去の例）

(1) 消防職員等

2時間～3時間

- ① 防災制度
- ② 防災技術
- ③ 防災の効果

(2) その他（講演会・研修会等） 1時間～1時間30分程度

- ① 身の回りの防災化について
- ② 防災・非防災の比較映像等

3 その他

開講にあたり、効果的な講座となるよう事前に詳細について協議させていただきますので、お気軽にご相談ください。

一般公開のお知らせ

消防庁 消防大学校・消防研究センター
日本消防検定協会
一般財団法人 消防科学総合センター

消防大学校・消防研究センター、日本消防検定協会及び一般財団法人消防科学総合センターでは、平成28年度の科学技術週間にあたり、一般の方々に試験研究施設を公開するとともに、消防用機械器具・消防防災の科学技術に関する研究の展示、実演等を下記のとおり行いますので、皆様お誘い合わせの上、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時

平成28年4月22日（金）

午前10時から午後4時まで 入場無料

2 場 所

消防大学校・消防研究センター

（東京都調布市深大寺東町4-35-3）

日本消防検定協会

（東京都調布市深大寺東町4-35-16）

※（同一敷地内にあります。）

3 公開内容

【消防大学校・消防研究センター】

石油タンク火災の泡消火実験、重油の燃焼実験、可燃性液体火災の消火実験、原因調査室の調査業務の紹介、津波被害現場用の消防車両の開発、太陽光発電シ

ステム火災時の発電制御技術および消防車両の展示等

【日本消防検定協会】

消火器・屋内消火栓の操作体験、エアゾール式簡易消火具による天ぷら油火災の消火実演、消防用機械器具等の展示と説明等

【消防科学総合センター】

放火対策GIS、スマートフォンを活用した災害応急活動支援システム「多助」、平成27年中に発生した主な災害と東北の復興状況

4 交通機関

- (1) JR中央線吉祥寺駅南口下車、「深大寺」「野ヶ谷」「調布駅北口」行きバス（6番乗り場）で「消防大学前」下車
- (2) JR中央線三鷹駅南口下車、「野ヶ谷」行きバス（8番乗り場）で「消防大学前」下車
- (3) 京王線調布駅北口下車、「杏林大学病院」行きバス（14番乗り場）で「東町3丁目」下車、徒歩5分

5 問い合わせ先

■消防研究センター 研究企画室
電話 0422-44-8331 (代表)
ホームページ <http://nrifd.fdma.go.jp/>

■日本消防検定協会 企画研究部情報管理課
電話 0422-44-7471 (代表)
ホームページ <http://www.jfeii.or.jp/>

■一般財団法人 消防科学総合センター
総務部
電話 0422-49-1113 (代表)
ホームページ <http://www.isad.or.jp/>

平成 27 年度一般公開の様子



石油タンク火災の泡消火技術



スマートフォンを用いた災害応急活動支援システム



津波被害現場用の消防車両



消防大学校での教育訓練資器材



原因調査室の業務



屋内消火栓の操作体験